**洋野町の魅力堪能ツアー開発販売業務委託**

**公募型企画コンペティション実施要領**

**１．趣旨**

　この要領は、洋野町ブルーツーリズム推進事業の一環として実施する「洋野町の魅力堪能ツアー開発販売業務委託」（以下「本業務」という）について、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託者として選定するための公募型企画コンペティション実施に関し必要な事項を定めたものである。

**２．業務概要**

　⑴業務名

　　洋野町の魅力堪能ツアー開発販売業務

　⑵業務内容

　　別紙仕様書のとおり

　⑶履行期間

　　契約締結の日から令和６年２月29日（木）まで

　⑷委託料上限額（予算額）

　　5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

**３．応募者の資格要件**

　　応募者（全ての構成員）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

　⑴本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。

　⑵旅行業法に基づく旅行商品の販売のための営業所や窓口を有すること。

　⑶地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しないこと。

　⑷参加申込日現在において、現に指名停止の処分を受けていないこと。

　⑸会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては校正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

　⑹直近１年間に、国税及び地方税を滞納していない法人等であること。

　⑺洋野町暴力団排除条例（平成27年条例第11号）第２条の規定に該当する暴力団又は暴力団員でないこと。

**４．公募型企画コンペティションの手続き等**

　　⑴コンペティションの日程

　　　・公募開始　　　　　　　　　　　令和５年10月18日（水）

　　　・参加申込書、質疑書提出期限　　令和５年11月10日（金）

　　　・質疑回答　　　　　　　　　　　令和５年11月17日（金）

　　　・企画提案書等提出期限　　　　　令和５年11月24日（金）

　　　・審査会の開催　　　　　　　　　令和５年11月末　※日程は別途通知

　　　・審査結果の通知及び契約　　　　～令和５年12月上旬

　　⑵提出書類　※見積書を除き各正本１部、副本６部を提出とし、全て片面Ａ４版とすること

　　　①業務実施スケジュール、実施体制（任意様式）

　　　②直近10年間の主な類似業務受託実績（任意様式）

　　　③見積書（任意様式）　※税込価格を記載してください。

　　　④仕様書に基づいた企画提案書（任意様式）

　　　⑤質疑書

　　　　※必要な場合のみ、提出してください。なお、公平性の観点から、質問及び回答内容については、企画コンペ参加の全事業者に共有することを基本とします。

　　⑶提出先

　　　〒028-7995　岩手県九戸郡洋野町種市23-27

　　　洋野町水産商工課　商工観光係　あて

　　　TEL 0194-65-5916（直通）

　　　FAX 0194-65-4334

　　　Email suisho@town.hirono.iwate.jp

**５．審査概要**

　　⑴選定基準は、次のとおりとする。

　　　①業務遂行の計画性及び実施体制：１５点

　　　②直近10年間の類似業務受託実績：５点

　　　③見積書の内容（見積価格、経費の妥当性など）の評価：１０点

　　　④提案書の内容（目的及び仕様書との整合性、効果の高低、自由提案の内容）：７０点

　　⑵審査は、⑴審査基準の合計得点を算出する。なお、合計得点が同点となった場合は、審査基準④「提案書の内容」の獲得点数の高い順とし、それも同点の場合は審査員が協議の上、順位を決定することとする。

**６．契約締結**

　　審査結果により最も高い点数を獲得した者と契約することとする。ただし、契約に至らなかった場合は、審査において得点数の高い順に協議を行い、契約者を決定することとする。なお、事業目的等を考慮の上、審査の結果、契約者無しの場合もある。

**７．その他**

　⑴注意事項

　　・本企画コンペに係る経費について、町は一切負担しない。

　　・提出された資料は返却しない。

　　・企画提案書の提出後、提案者が応募者の資格要件に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、本実施要領及びその他関係法令等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

　　・審査方法及び審査内容、審査結果に対する意義は一切認めないものとする。

　　・企画提案書の内容については、本業務における実施義務を提案者が提示したものとし、契約を締結した際は、その義務を負うものとする。